

京丹後市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和5年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年6月28日

京丹後市監査委員 鈴木 修 一

京丹後市監査委員 川 戸 一 生

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

京丹後市監査委員

監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査の対象

令和4年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

(1) 京丹後市商工会

補助金名称	所管部署
商工会補助金（小規模事業経営支援事業）	商工観光部 商工振興課
商工会補助金（地域活性化事業）	
商工会補助金（織物指導等小規模生産基盤整備事業）	
商店街等環境整備補助金	

(2) 社会福祉法人不動園

補助金名称	所管部署
保育所保育事業補助金（あみの夢保育園）	教育委員会事務局 子ども未来課
保育所保育事業補助金（こうりゅう虹こども園）	
私立保育所通所バス運行補助金（こうりゅう虹こども園）	
保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金（あみの夢保育園）	
保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金（こうりゅう虹こども園）	

3 監査の期間

令和5年4月24日から令和5年6月27日まで
（監査実施日：令和5年5月25日）

4 監査の着眼点

団体	所管部署
○ 補助対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか。	○ 補助対象事業に対する指導・監督は、適切に行われているか。
○ 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○ 団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。

5 監査の方法

(1) 本監査

団体及び所管部署から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、監査委員による説明聴取及び質疑を実施した。

(2) 予備監査

監査委員事務局職員による関係書類の閲覧や現場確認、必要に応じて現地調査を併せて実施した。

6 監査の結果

監査の結果、団体に交付された補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていることを確認した一方で、改善又は検討を要する事項も見受けられた。軽易な指摘事項については、その都度指示、指導を行い、改善又は検討を求めた。

なお、団体及び所管部署においては、指示、指導を行ったため記述を省略した軽易な事項についても留意し、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

団体の監査結果は次のとおりである。

団体別監査結果報告書（京丹後市商工会）

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、市が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助金等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

2 監査の対象

区分	監査の対象	監査対象補助金等
団体	京丹後市商工会	令和4年度に交付した補助金のうち、以下のもの補助金等 ・商工会補助金（小規模事業経営支援事業） ・商工会補助金（地域活性化事業） ・商工会補助金（織物指導等小規模生産基盤整備事業） ・商店街等環境整備補助金
所管部署	商工観光部商工振興課	

3 監査の結果

（1）商工会補助金（小規模事業経営支援事業）

補助金額	67,177,000円		
支出年月日及び金額	令和4年8月30日	33,750,000円	第1回概算払
	令和5年2月27日	25,000,000円	第2回概算払
	令和5年3月30日	8,750,000円	第3回概算払
	令和5年5月10日	△323,000円	精算による戻入
根拠法令等	京丹後市商工会補助金交付要綱		
補助目的	京丹後市内の小規模事業者の経営を支援し、もって市内商工業の振興を図ることを目的とするもの。		
指摘事項等	指摘すべき事項は見受けられなかった。		

（2）商工会補助金（地域活性化事業）

補助金額	2,000,000円		
支出年月日及び金額	令和5年2月27日	2,000,000円	
根拠法令等	京丹後市商工会補助金交付要綱		
補助目的	市内全域の産業振興を図り、商工業者の販路拡大を支援することにより、京丹後市内の活性化に資することを目的とするもの。		
指摘事項等	指摘すべき事項は見受けられなかった。		

(3) 商工会補助金（織物指導等小規模生産基盤整備事業）

補助金額	7,924,900円		
支出年月日 及び金額	令和4年8月30日	8,000,000円	第1回概算払
	令和5年5月10日	△75,100円	精算による戻入
根拠法令等	京丹後市商工会補助金交付要綱		
補助目的	京丹後市内の織物事業者の織物指導並びに小規模な基盤整備に要する経費の一部を支援し、織物業の維持発展と振興を図ることを目的とするもの。		
指摘事項等	<p>【委員意見】</p> <p>補助金交付要綱では指導に要した時間が短時間であった場合については上限額が定められているが、実績報告時の提出書類には、指導に要した時間の記載がなかった。実績報告書には、指導時間（短時間を含む）を明記されたい。</p>		

(4) 商店街等環境整備補助金

補助金額	682,000円		
支出年月日 及び金額	令和4年10月7日	682,000円	
根拠法令等	京丹後市商店街等環境整備補助金交付要綱		
補助目的	京丹後市商工会が管理する京丹後市大宮町地内に整備した景観向上設備であるすずらん灯が、老朽化し倒壊の恐れがあるため、地域の安全と景観の確保のために撤去することを目的とするもの。		
指摘事項等	<p>【注意事項】</p> <p>ガスバーナーを用いての切断作業や、高所作業の際の安全対策に関しての指導が不十分であったと感じられる。発注者側も受注者側もしっかりと安全管理や環境面に配慮し、適正な施工管理を努められたい。</p> <p>【委員意見】</p> <p>工事費算定のため、工事期間（時間を含む）の明示をされたい。</p>		

4 意見等

補助事業の有効性や必要性、公平性の観点からも、補助金の効果がより一層発揮されるよう、事業内容や効果等について検証し創意工夫に努められたい。

今後も市内商工業の発展につながる地域の特性を活かした活性化に取り組み、多様化する消費者ニーズを把握し、「経営発達支援計画」に基づいた多面的な活動を期待する。

団体別監査結果報告書 (社会福祉法人不動園)

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、市が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助金等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

2 監査の対象

区分	監査の対象	監査対象補助金等
団体	社会福祉法人不動園	令和4年度に交付した補助金のうち、以下のもの補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育事業補助金（あみの夢保育園） ・ 保育所保育事業補助金（こうりゅう虹こども園）
所管 部署	教育委員会事務局 子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立保育所通所バス運行補助金（こうりゅう虹こども園） ・ 保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金（あみの夢保育園） ・ 保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金（こうりゅう虹こども園）

3 監査の結果

(1) 保育所保育事業補助金（あみの夢保育園）

補助金額	3,097,566円		
支出年月日 及び金額	令和4年10月7日	1,554,673円	概算払
	令和5年5月19日	1,542,893円	精算払
根拠法令等	京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱		
補助目的	<p>保育事業の充実及び施設の維持・改善等を図るために行う次の事業に要する経費に対する補助。</p> <p>○障害児保育事業 保育に欠ける障害児の保育を促進しその健全な発達を助長するための職員のほか、障害児等の処遇の向上のために保育士等を増員するもの。</p> <p>○延長保育事業 就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して引き続き保育を実施することで、安心して子育てができ</p>		

	<p>る環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。</p> <p>○一時預かり事業</p> <p>保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。</p>
指摘事項等	指摘すべき事項は見受けられなかった。

(2) 保育所保育事業補助金 (こうりゅう虹こども園)

補助金額	5, 513, 573円		
支出年月日 及び金額	令和4年10月7日	2, 768, 634円	概算払
	令和5年5月19日	2, 744, 939円	精算払
根拠法令等	京丹後市保育所保育事業補助金交付要綱		
補助目的	<p>保育事業の充実及び施設の維持・改善等を行うための事業に要する経費に対する補助。</p> <p>○障害児保育事業</p> <p>保育に欠ける障害児の保育を促進しその健全な発達を助長するための職員のほか、障害児等の処遇の向上のために保育士等を増員するもの。</p> <p>○延長保育事業</p> <p>就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。</p> <p>○一時預かり事業</p> <p>保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るもの。</p>		
指摘事項等	指摘すべき事項は見受けられなかった。		

(3) 私立保育所通所バス運行補助金 (こうりゅう虹こども園)

補助金額	2, 268, 000円		
支出年月日 及び金額	令和5年5月19日	2, 268, 000円	
根拠法令等	京丹後市私立保育所通所バス運行補助金交付要綱		
補助目的	市から移管を受けて運営する私立保育所において引き続き児童の送迎が円滑に行われるよう、通所バスの運行に係る人件費に対して補助するもの。		
指摘事項等	【注意事項】		

	<p>毎月の請求金額と振込金額が異なる事例が見受けられた。委託業者との申し合わせにより委託金額の変更を行っていたが、変更が生じた場合は変更後の請求書を受領されたい。</p> <p>また、他の請求書と合算で振込処理をしているものもあり、金額の明細がわかるように願います。</p>
--	--

(4) 保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金（あみの夢保育園）

補助金額	700,000円		
支出年月日及び金額	令和5年5月19日	700,000円	
根拠法令等	京都府保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 京都府新型コロナウイルス感染症対策事業費（保育所等及び放課後児童健全育成事業分）補助金交付要領		
補助目的	○新型コロナウイルス感染症対策支援事業 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行うもの。		
指摘事項等	【注意事項】 仕切りフェンスを2回に分けて購入しているが、実績報告に添付の写真について同一写真が使用されていた事例があった。現物は事務局職員が目視で確認したが、購入ごとに写真を撮影して添付すること。		

(5) 保育所等新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業補助金（こうりゅう虹こども園）

補助金額	1,729,000円		
支出年月日及び金額	令和5年5月19日	1,729,000円	
根拠法令等	京都府保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 京都府新型コロナウイルス感染症対策事業費（保育所等及び放課後児童健全育成事業分）補助金交付要領		
補助目的	○感染症対策のための改修整備等事業 保育環境の改善を促進するため、感染症対策のための改修整備等に要する経費について補助を行うもの。 ○新型コロナウイルス感染症対策支援事業 保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続		

	的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行うもの。
指摘事項等	指摘すべき事項は見受けられなかった。

4 意見等

補助事業の実施に当たっては、事後の評価を適切に行い、補助目的とする効果・成果がより得られるよう努めていただきたい。

今後も法人の経営理念に掲げている「共感と信頼」を求めて、今以上に魅力ある地域福祉を目指して事業運営されることを期待する。